

第3 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

1 「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

厚生労働省では、「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）をとりまとめ、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げている。

このうち、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」に資するよう、(1)住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、(2)複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、(3)地域福祉計画の充実を実現するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）を改正し、平成30年4月から施行されることとなっている。

2 社会福祉法改正の趣旨

今般の法改正の趣旨は以下のとおりである。

(1) 法第4条1項関係

法第4条第1項の規定は、平成12年の法改正により盛り込まれたものであり、従来、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた「地域住民」を、事業者及び社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けている。

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があることから、今般の改正では、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」について、「与えられる」ものでなく、「確保される」べきものとして規定を改めている。

(2) 法第4条第2項関係

法第4条第2項は、地域福祉の推進に当たり、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、(1)本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題（※）を把握するとともに、(3)地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化している。

（※）「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

(3) 法第5条関係

社会福祉を目的とする事業を営む者が福祉サービスを提供するに当たっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされているが、その際、保健医療サービス等の取組のみならず、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉の推進に係る取組との連携にも配慮すべきである旨を明らかにしたものである。

(4) 法第6条第2項関係

法第4条第2項は、地域福祉を推進するに当たり、地域住民等が特に留意すべき点を規定しているが、法第6条第2項は、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」とする国及び地方公共団体の責務を定めたものである。さらに法第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定している。

(5) 法第106条の2関係

法第106条の2は、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行

うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたものである。なお、必要に応じて適切な機関につないだ後であっても、当該相談支援を担う事業者は、引き続き、相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援に当たることが期待される。

(6) 法第 106 条の 3 関係

法第 106 条の 3 第 1 項は、(1) 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 (第 1 号)、(2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (第 2 号)、(3) 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 (第 3 号) 等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としたものである。

(7) 法第 107 条、法第 108 条関係

法第 107 条は市町村地域福祉計画、法第 108 条は都道府県地域福祉支援計画の充実について定めている。今般の改正では、法第 106 条の 3 第 1 項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画 (以下「地域福祉 (支援) 計画」という。) の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

あわせて、策定した地域福祉 (支援) 計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

(参考) 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) <抄>

※ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 52 号) による改正後

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者 (以下「地域住民等」という。) は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防 (要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題 (以下「地域生活課題」という。) を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機

関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 （略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

- 第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

3 市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

法第106条の3第1項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備(第1号)、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備(第2号)、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築(第3号)の3つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としている。

市町村は、法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進することとなるが、当該事業の適切かつ有効な実施を図るため、同条第2項の規定に基づき、平成29年12月12日、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」(平成29年厚生労働省告示第355号)を策定・公表し、事業内容及び留意点等を示した。

また、その補足説明等を内容とする通知(平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」)(以下「関連通知」という。)を発出した。

(参考)厚生労働省ホームページ掲載URL

- ・「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H171213Q0020.pdf>

- ・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T171213Q0010.pdf>

4 地域福祉（支援）計画

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、関連通知において、記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定ガイドラインを示した。

今般の法改正により追加される記載事項については、本来、法施行日（平成 30 年 4 月 1 日）より記載されるべきものであることから、各自治体におかれては、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手されたい。

ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えない。

また、都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援をお願いしたい。

5 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進するため、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりに取り組む市町村を支援するモデル事業を実施している。

平成 30 年度予算案においても、26 億円を計上し、自治体の創意工夫のある取組を支援することとしている（150 自治体程度を想定）。各自治体におかれては、モデル事業を活用しながら、「地域共生社会」の実現に向けた積極的な取組をお願いしたい。

なお、実施要綱等については、平成 29 年度の実施状況を踏まえ、一部見直しすることとしており、詳細については、追ってお示しする。

第4 社会福祉法人制度改革について（福祉基盤課）

（1）社会福祉法人制度改革の趣旨・概要

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、次の改正を行っている。

- ・ 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）
- ・ 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）
- ・ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）
- ・ 地域における公益的な取組の責務化
- ・ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において必要な取組を進めていただきたい。

（2）社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

制度施行初年度となる平成29年度においては、資料1のとおり、全体の

法人の約 12% (2,025 法人) に社会福祉充実残額が生じ、これに応じた社会福祉充実計画が策定されているところである。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。

また、併せて平成 30 年度に初めて社会福祉充実計画を策定する法人の手続及び平成 29 年度に策定した社会福祉充実計画の変更手続に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

なお、具体的な事務処理に当たっては、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」(平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知) 及び「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A」を参照されたい。

(3) 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(以下「電子開示システム」という。) は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、昨年 4 月 1 日に施行された法第 59 条の 2 第 5 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。) の業務として、昨年 6 月からシステム運用を行っているところである。

電子開示システムについては、昨年 12 月 15 日現在で、20,646 法人が登録し、そのうち、19,944 法人が本システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、本システムの円滑な施行及び本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各法人に対して別途連絡することとしているが、現段階では、4 月上旬から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定としているのでご了承ください。

なお、本年度の電子開示システムの施行状況を踏まえ、現況報告書等の記載要領をより明確にする等のため、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要

等」等の様式について」(平成 29 年 3 月 29 日付け雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知)の改正及び本通知に関する Q & A を、2 月中を目途に発出する予定であるので、ご了知の上、管内の市区及び法人等に対する周知にご協力をお願いしたい。

電子開示システムが、法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報提供できるようにするという趣旨を踏まえ、本システムによる届出の推進や、届出内容の確認等について、引き続きご協力いただくとともに、管内市区及び法人等関係各方面に周知願いたい。

(4) 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成 28 年 6 月 1 日付け社援基発 0601 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)によりお示しをしているところである。

同通知については、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等の観点や、一部の関係者より、同取組を一層普及・推進していく上で、同通知の内容について、地域の実情等を踏まえ、より弾力化すべきといった指摘があることから、1 月中を目途に同通知の改正を行う予定であるので、ご了知いただきたい。

また、所轄庁におかれては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

(5) 「社会福祉法人会計基準」の改正について

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）に基づき行われているところであるが、社会福祉協議会が実施する退職共済事業に係る取扱いを明確化するなどの観点から、資料 2 のとおり、勘定科目の追加を行うことを検討している。

当該改正案については、広く国民の皆さまのご意見を伺うべく、現在、パブリックコメントの手続を行っているところ（平成 29 年 12 月 20 日から平成 30 年 1 月 18 日まで）であり、当該手続において頂いたご意見も踏まえ、本年 2 月中を目途に改正する予定であるので、各所轄庁におかれては、ご了知の上、社会福祉協議会を始め、管内の法人等に対する周知にご協力をお願いしたい。

(6) 会計監査人の設置について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円を超える法人である。

制度施行初年度となる平成 29 年度においては、資料 3 のとおり、特定社会福祉法人については 322 法人、会計監査人の設置義務のない法人については 81 法人が設置済みとなっている（平成 29 年 10 月 1 日現在）。

なお、社会福祉協議会における退職共済事業に関しては、平成 29 年度においては、会計処理について専門技術的な整理等が必要であることから、特定社会福祉法人の判定対象から例外的に除外したところであるが、平成 30 年度からは、原則として対象とする。

ただし、会計監査人の確保や設置手続き、必要な財源の確保のための掛金の見直し等、特別な事情が生じることも想定されることから、やむを得ない場合に限り、1 年間を限度に特定社会福祉法人の判定対象から除外するものとする。

(7) 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、本年度より、昨年4月に発出した「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、今後とも適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

なお、監査実施要綱通知については、来年度の指導監査実施に当たり、改正等を予定している。その内容については、本年度中にお示しする予定であるのでご了知願いたい。

また、法人の指導監査等に従事する所轄庁職員を対象とした研修については、来年度においても、今年度に引き続き、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修に加え、「指導監査実施要綱・ガイドライン」に関する研修会の開催を年度初旬に予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。なお、詳細は追ってお示しする。

(8) 法人制度改革に関連する平成30年度予算（案）について

① 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の創設

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（平成30年度予算額（案）：627,900千円）については、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業として、平成30年度予算（案）において新たに創設する。

具体的には、都道府県、指定都市、中核市を実施主体とし、それぞれの補助上限額を設定の上、次のような取組を実施することとしている。

ア 都道府県等に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置する。

イ 法人間連携プラットフォームにおいて、地域の福祉ニーズを踏まえて、複数の法人がそれぞれの強みを活かした取組の実施を検討し、社会的に孤立する者に対する見守りや社会参加支援、高齢者に対する支援と子どもの一時的預かりとを併せて行う共生型サービス、生活困窮者の自立支援など、地域貢献のための協働事業を試行する。

ウ 法人間連携プラットフォームにおいて、イの事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないよう、次のような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。

- ・ 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催
- ・ 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
- ・ 人事交流の推進
- ・ 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言 等

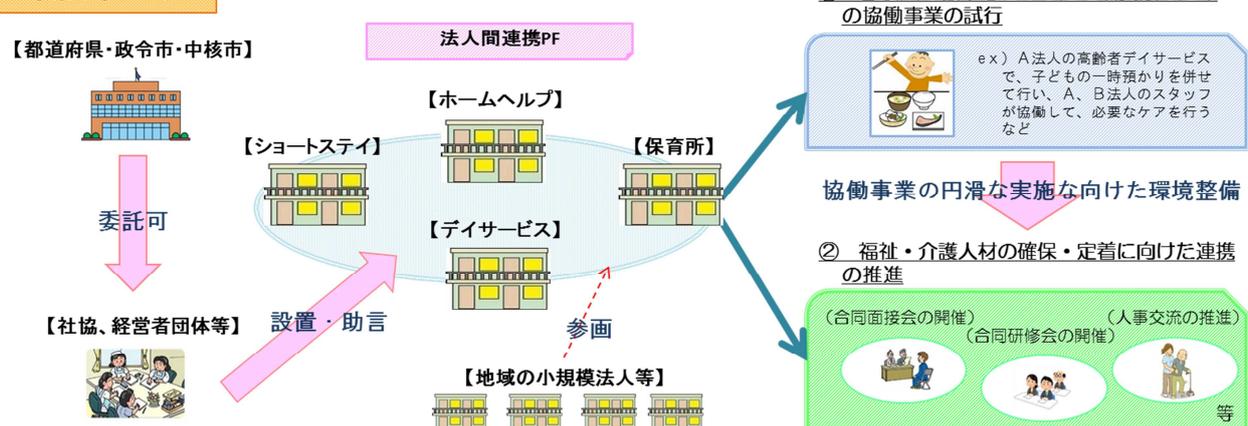
各自治体におかれては、規模にかかわらず、法人等による地域貢献事業の推進、福祉・介護人材の確保・定着が図られるよう、本事業を積極的に活用していただきたい。

新 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の創設

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。

【平成30年度予算額(案)：6、3億円】

事業のイメージ



② 「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」の継続

「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」（平成 30 年度予算額（案）：100,000 千円）については、会計監査人導入の意義・効果について検証等を行うため、会計監査人の設置義務のない法人に、会計監査人をモデル的に設置する事業として、平成 29 年度から実施しているところである。

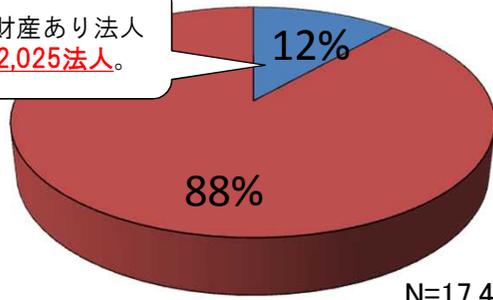
平成 30 年度においては、収益 10 億円又は負債 20 億円規模の法人を中心に、本事業を引き続き行うこととしているので、各自治体におかれては、ご了知の上、会計監査人の円滑な導入が図られるよう、本事業を積極的に活用していただきたい。

平成29年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

- 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。
- 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成29年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、本年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（有効回答17,417法人／調査対象20,625法人）

1. 社会福祉充実財産の有無

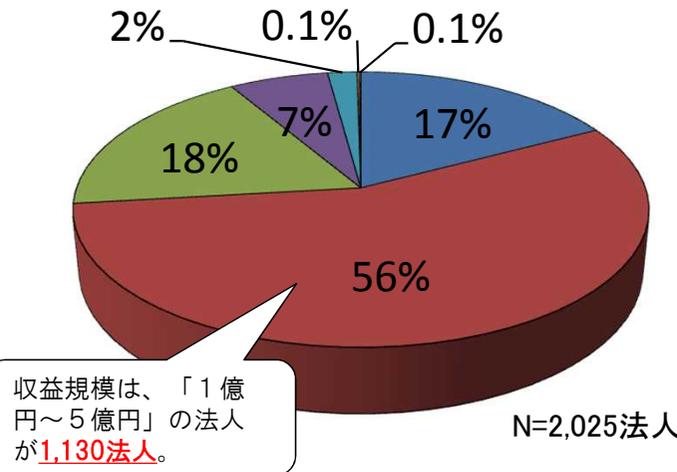
充実財産あり法人は、**2,025法人**。



N=17,417法人

- 充実財産あり 2,025法人
- 充実財産なし 15,392法人

2. 社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数



収益規模は、「1億円～5億円」の法人が**1,130法人**。

N=2,025法人

- 1億円以下
- 1億円超～5億円以下
- 5億円超～10億円以下
- 10億円超～20億円以下
- 20億円超～50億円以下
- 50億円超～100億円以下
- 100億円超

3. 社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	625	14%
職員給与、一時金の増額	547	13%
研修の充実	394	9%
既存事業の定員、利用者の拡充	80	2%
既存事業のサービス内容の充実	283	7%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	324	7%
既存施設の建替、施設整備	1,692	39%
その他(職員の福利厚生)	128	3%
その他(上記以外)	286	7%
合計	4,359	

4. 社会福祉充実計画で実施する事業の種類

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
4,116	123	120	4,359
94%	3%	3%	

社会福祉法人会計基準に追加を予定している勘定科目(案)

資料2

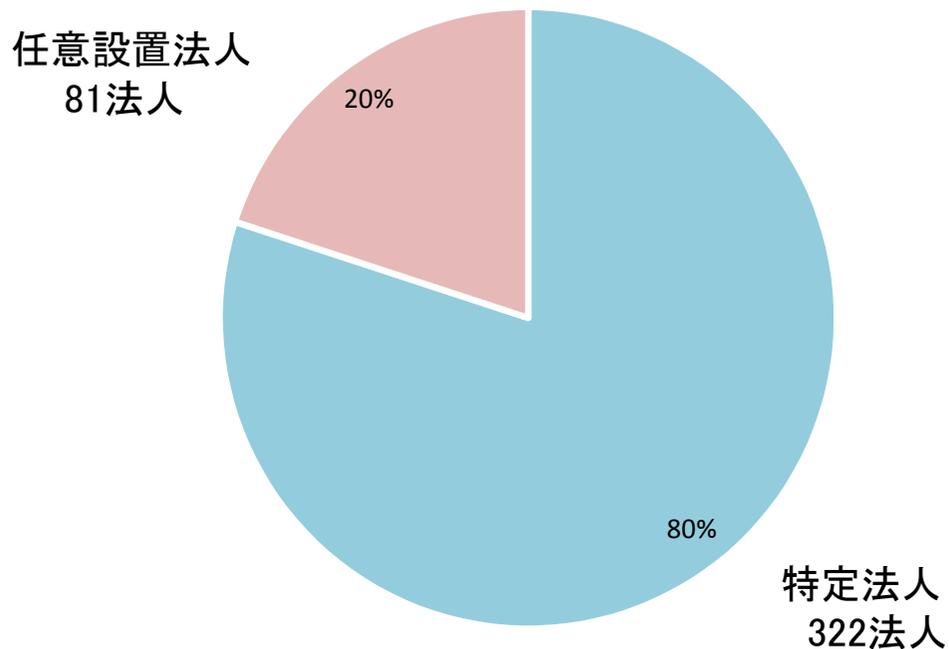
(傍線部分は追加部分)

計算書区分	部		大 区 分	中 区 分	小 区 分
資金収支計算書	収入の部	事業活動による収入	退職共済事業収入	事務費収入	
		その他の活動による収入	その他の活動による収入【既存科目】	退職共済預り金収入	
				退職共済事業管理資産取崩収入	
				役員等長期借入金収入	
	支出の部	事業活動による支出	退職共済事業支出	事務費支出	
			人件費支出【既存科目】	役員退職慰労金支出	
		その他の活動による支出	その他の活動による支出【既存科目】	退職共済預り金返還支出	
				退職共済事業管理資産支出	
		役員等長期借入金元金償還支出			
事業活動計算書	収益の部	サービス活動増減による収益	退職共済事業収益	事務費収益	
			その他のサービス活動外収益【既存科目】	退職共済事業管理資産評価益	
			退職共済預り金戻入額		
			基本財産評価益		
		積立資産評価益			
	費用の部	サービス活動増減による費用	退職共済事業費用	事務費	
			人件費【既存科目】	役員退職慰労引当金繰入	
				役員退職慰労金	
			事業費【既存科目】	棚卸資産評価損	
		サービス活動外増減による費用	その他のサービス活動外費用【既存科目】	退職共済事業管理資産評価損	
				退職共済預り金繰入額	
				基本財産評価損	
			積立資産評価損		
貸借対照表	資産の部	固定資産(基本財産)【既存科目】	建物減価償却累計額		
		固定資産(その他の固定資産)【既存科目】	退職共済事業管理資産		
			(何)減価償却累計額		
			徴収不能引当金		
	負債の部	固定負債【既存科目】	退職共済預り金		
			役員退職慰労引当金		

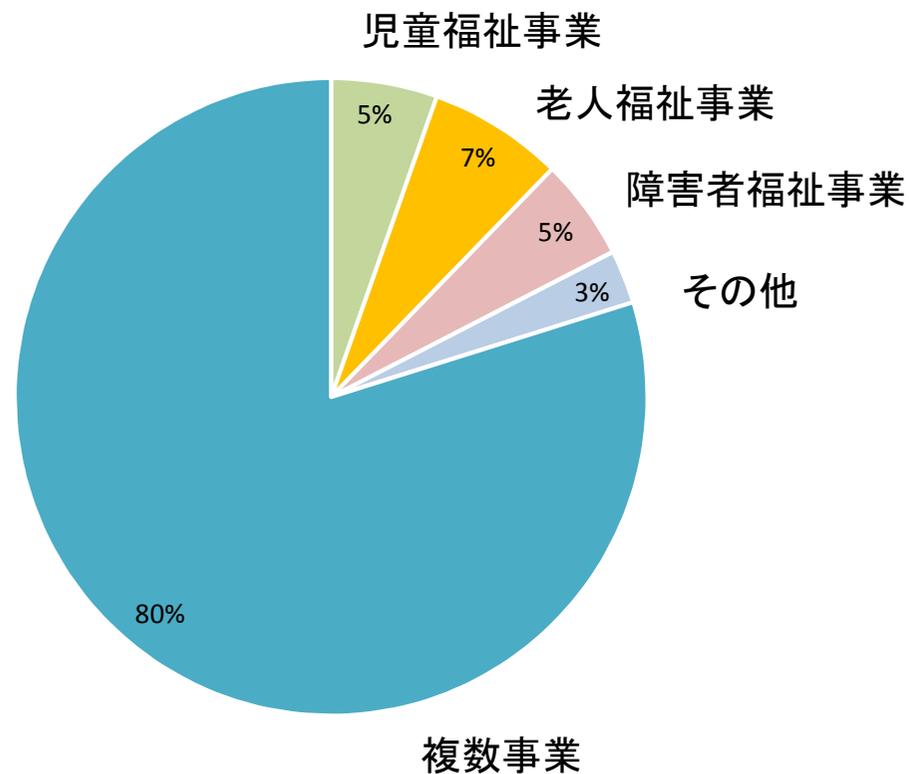
① 会計監査人設置法人数割合

403法人 / 20,665法人

※法人総数は平成28年度末現在（福祉行政報告例）



② 会計監査法人の事業区分割合



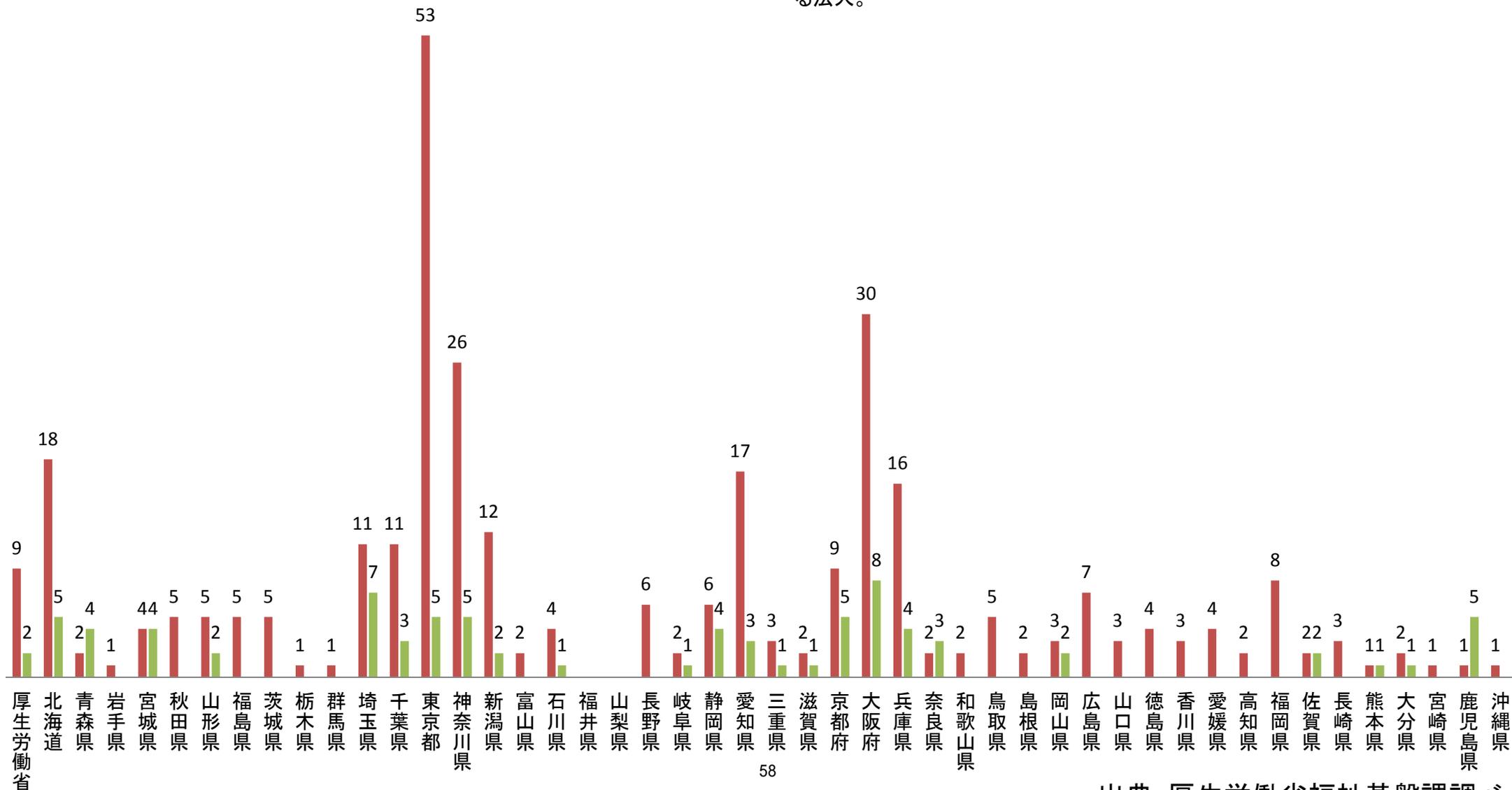
※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

平成29年度（10月1日時点）会計監査人設置状況調査（2 / 2）

③都道府県別会計監査人設置数一覧

■ 特定法人 ■ 任意設置法人

※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。



58

出典：厚生労働省福祉基盤課調べ